


全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾23FAX第12号
(宛先)	2023年 8月 31日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾・安全専門委員会 

(件名)

労使安全専門委員会 WG の経過について

(本文) 標記委員会の経過について、下記の通り報告します。

1. 日 時：2023年8月30日(水) 14時00分～15時00分
2. 場 所：新橋 港運会館3階会議室
3. 議 題：
 - (1) 放射線量検査に携わった港湾労働者の健康診断について
 - (2) その他
4. 冒頭、業側大塚委員長が急用により欠席になり、代行として笹田氏が進行を務め「このWGでは忌憚のない組合側の意見を聞き、議論を深めたい」とあった。
5. 労側事務局長から、WGで具体的にしたいとして、以下の組合の考え方を提案した。
 - ・ 放射線被害対策健康診断制度（仮称）について
 - (1) 22春闘協定5. (2) 放射線量検査に携わった労働者の健康維持に留意し、港湾労使は放射線被害対策健康診断制度（仮称）を創設する。なお、具体的内容については、中央安全専門委員会で協議し、年度内に制度設計を図れるよう努力する。
 - (2) 23春闘基本合意（仮）協定5. (2) 各関係事業者は、直接放射線検査に携わった労働者の放射線検診を本年度より順次実施し、詳細については労使政策委員会で協議する。なお、中古車（建機）の積み込み・固縛に従事した労働者の健康診断については、改めてその時期などについて安全専門委員会で協議する。
 - (3) 電離放射線に係る特殊健康診断には 2 種類あり ① 電離放射線健康診断 ② 除染等電離放射線健康診断の種類がある。
今回、協定に沿って放射線検査に従事した労働者の健康診断を実施するにあたり「電離放射線健康診断」が適切と考える。
 - (4) 電離放射線健康診断は電離放射線障害防止規則第 56 条に基づき以下の項目としている。
 - ① 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容および期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無、その他放射線による被ばくに関する事項）の調査およびその評価
 - ② 白血球数および白血球百分率の検査

- ③ 赤血球数の検査および血色素量またはヘマトクリット値の検査
- ④ 白内障に関する眼の検査
- ⑤ 皮膚の検査

また、検査項目の省略事項もあるが、あくまでも一度検査を行い、医師からの判断が必要と考える。

- (5) 電離放射線障害防止規則の対象となる放射線業務とは安全衛生法令において以下のとおりとしている。(一般社団法人全日本労働福祉協会引用)

- ① エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査業務
- ② サイクロトロン、ベータトロン、その他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該措置の検査の業務
- ③ エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射線物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 前号に規定する放射性物質または当該放射性物質もしくは第2号に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱い業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質の採掘の業務

7項目が明記されているが、港湾に関係するのは上記項目の④と⑤と考えている。

- (6) 以上の経過から、放射線被害対策健康診断制度(仮称)の具体的提案として、準備していきたいとした。

- ① 過去の台帳を基に、中古自動車・建機の線量検査業務に携わった労働者を対象とすること。また、何等かの事情により台帳に記載なき者および退職者も含む。
- ② 電離放射線健康診断の内容に沿って実施をすること。なお、その後の健康診断は電離放射線障害防止規定に基づき医師との相談において実施していくこと。
- ③ 実施については、地域などで異なることを踏まえ、一般の健康診断と電離放射線健康診断が行える地域、それ以外は電離放射線健康診断が実施できる医療機関で行うこと。
- ④ 費用については、医療機関によって異なることが想定されるが、当該事業者の請求に基づき全額日港協が負担すること。
- ⑤ 産別協定及び法令に沿って、健康診断検査対象者人数及び結果の記録等についての管理・記録の保管などは日港協並びに事業者が行うこと。

また、組合がデータの開示を求めた場合には速やかに講ずること。

この項目の中では、特に③を早急に実施できる体制を要望した。

- ・ 港湾労働災害企業補償については、「労災補償制度ワーキンググループ」において継続協議していくことを確認したい。

- ・ フルハーネスについて

- (1) 8月4日に災防協とフルハーネスメーカーとの意見交換を行い、その中で以下の点を指摘した。

- ① 既存のフルハーネスで、どんな種類が存在するのか。
- ② テスト用のフルハーネスが出来た場合、実際に現場での使用は可能か。

- ③ 腰の帯については太めがいいが、他は軽量化を図るために細く出来ないか。
 - ④ 下半身の脱着、若しくは全身への脱着はスムーズに出来るものはないか。
 - ⑤ 狭い所や、ラッシングバーなどが引っ掛かり危険なので、フィット感のあるフルハーネス使用は出来ないか
 - ⑥ 港湾向け独自のフルハーネスが完成した場合に部分別にオプションで付け加えたり外したりすることが可能か。
- (2) 上記の要望に対し、フルハーネスメーカーとして資料(パンフレット)を基に以下の回答をされた。
- ① 背中帯部分は、形状としてY型とX型がある。
 - ② 股座帯部分は、形状として水平型とV型がある。
 - ③ 要望があれば組み合わせは可能としている。
 - ④ フィット感を求めるとしたら、背中はX型、股座はV型が一番としている。
 - ⑤ 軽さを求めるとしたら、胴ベルトは着用しなくともフルハーネスとして問題ない。
 - ⑥ 新たに開発されたフリーショルダーは、フィット感と動きやすさで開発された。
 - ⑦ 他社と比較した場合は、ベルトの軽量化を図っているのが非常に軽いですが、絡まることがある。解消対策としてパッドを付けることで軽減された。
- (3) 以上の意見交換をふまえて、実際の現場作業で着用してもらい、意見を集約することとした。現場視察については、11月の初旬に横浜港を予定している。
- (4) なお、ファン付き作業着については、既存の作業着では付けられないことがわかったので、フルハーネスの形状が決まった後でファン付きの協議を行いたい。

6. 組合からの提案を受けて、意見交換を行った結果、以下の内容を確認した。


- (1) 放射線量検査に携わった港湾労働者を全員対象と考えているが、まずは、5検から対象者がどれくらいいるのか、具体的に台帳からだして人数の把握を行う。
- (2) その中から、最初にどの程度の頻度で携わった人を対象とするのか、労使で協議を行うこととする。
- (3) 1回目の放射線健康診断の費用について日港協が拠出負担するが、その後については経過をみたいにとどめた。

7. 業側より、横浜港の当該事業者よりコンテナ船多段〔10段〕例外荷役について、組合側からの指摘のあった点について改善が終了したので、また、現地を見てほしいとのお願いがあったと報告された。組合側は、持ち帰り機関で検討していくと回答した。

以上

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾23FAX第13号
(宛先)	2023年8月31日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局 
(件名)	

8/31 中央事前協議会の協議経過について

(本文) 8月31日(木)11時00分より開催した中央事前協議会は、荷主・ユーザー等が港湾地域に倉庫・物流施設を建・増設し、稼働する事案3件、革新船に係る事前協議事案34件(重要案件2件、8月28日までに地区に下した軽微事案32件)について協議を行なった。その結果、施設案件の3件は、中央保留・地区先行協議とし、地区協議に付すこととした。革新船の事案の内1件は、地区で確認されれば、了承するとし、残りの1件については了承するとした。

2. 中央保留・地区先行協議とした3件の事案は以下の通り。

- (1) 整理番号(23-201) 商船港運(株)が、神戸港六甲アイランドにあるテント倉庫を稼働することについて(検定事業者が未記載)
- (2) 整理番号(23-202) (株)ヤマタネとラサール不動産投資顧問(株)が、神戸港摩耶埠頭にある物流センターの一部を借受け運営することについて(検数・検定事業者が未記載)
- (3) 整理番号(23-202) ダイキントレーディング(株)と(株)プロロシスが大阪市住之江区にある「プロロシスパーク5」の一部を借受け運営することについて

3. 中央保留・地区確認とした1件の事案は以下の通り。

整理番号(23-205) 川崎汽船(株)が、日本/豪州、アメリカ、欧米、中南米カリブ、中近東、アジア航路における効田港の作業体制を変更することについて協力体制の変更がないことを地区で確認されれば、了承するとした。

4. 報告案件について

- (1) 山藤運送(株)が「プロロシスパークパーク舞洲」に事業所を開設することが報告された。現在のところ、貨物は全て国内貨物であることも併せて報告された。
- (2) コンテナ船等の代替配船に係わる報告案件(7月28日~8月28日)について、邦船関係3件、外船関係51件が報告され、確認した。


5. 次回の中央事前協議会は、9月29日(金)、次々回(10月度)は10月30日(月)に開催することを確認した。

以上

<添付> 8月31日(木) 中央事前協議会事案(8月度)

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾23FAX第15号
(宛先) 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	2023 年 9 月 1 日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

8/31 賃金・労働時間問題専門委員会の経過について

(本文) 標記について、下記の通り報告する。

記

1. 日 時 2023年8月31日(木)13:30~14:30
2. 場 所 新橋：港運会館
3. 出 席 組合側：(全国港湾)玉田、松永、岡部、光部、園田、佐藤、中辻、高島
(港運同盟)榎山、足立、水間、青木、横山
業 側：宗委員長はじめ各委員

4. 討議経過

- (1) 23春闘基本合意(2項(1)-(2))「年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方、時間外労働の割増率などを総合的に考量(考えはかること)するため、賃金労働時間問題専門委員会」を開催した。
- (2) 組合側は、要旨次の視点での検討を主張した。
 - ① 魅力ある港湾労働、人員不足対策の視点から社会的に定着している休日を確認していくことが絶対的要件であり、そのために、次の検討の柱を提起する。
 - ② 第一に、5.9協定の改定(23春闘要求)を行うこと。第二に、日曜日の完休日を設けること(例えば第1・第3日曜)、第三に、年末年始は完休日であるとの考え方を確立すること、したがって第四に「特別例外荷役」荷役はその性格にふさわしい労働条件が具備される必要があり、その源資(荷役料金)の負担は船社であることが担保されなければならないこと、第五に、時間外割増率は国際的な水準に見直すべきこと(23春闘要求)を提起した。
- (3) 日港協は、要旨次の考え方を示した。
 - ① フルオープンに踏み切ったことは、ユーザーの要請に答え、世界から選ばれる港湾を志向したものである。
 - ② 労働環境整備、休日の拡大も、ユーザーからの料金担保が不可欠であること。
 - ③ 総合的な検討に際して、上記の二つの要件をふまえつつ、地域の事情の相違も念頭に置くべきこと。
 - ④ 人手不足の一方でユーザーの要請に答える必要があり、週休二日制であっても、

土・日の出勤は避けられないと考える。

- (4) 組合側は、年末年始例外荷役に関して、「休日」で、組合員の休みを保障することが第一であることの再確認を求め、この点は確認した。

日港協は、年末年始への対応に当たっては「一定の条件をしっかりと労使確認して、それを条件に料金を取りに行く」ことの方が動きやすいとした。組合側は、年末年始の条件(賃金総額)は、当初は350%としてスタートしたが精励金が固定され、賃金の上昇と時間外分母の改定によって相対的な低下(350%を下回る)を招いていることを指摘し、この課題も「総括的な考量」の視点として押さえておくべきと指摘した。

- (5) また、大手元請事業者自身が週休二日制を採用していないことも、全体のレベルを抑制している要因と指摘し、当面的な「年末年始荷役への対応」は一旦留保したうえで、年末年始休日を含む休日の在り方を検討していくことが、本委員会の当面の役割として整理し、テンポよく協議していくこととを主張した。


- (6) 以上の経過から、10月10日(火)13:30より本委員会を継続することとし、その間、労使が各々論点を整理し委員会に持ち込むこととなった。

以上

<添付> 賃金・労働時間問題専門委員会名簿

全国港湾Fax通信

No. _____

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾23FAX第15号
(宛先) 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	2023 年 9 月 1 日 時 分 (発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

8/31 賃金・労働時間問題専門委員会の経過について

(本文) 標記について、下記の通り報告する。

記

1. 日 時 2023年8月31日(木)13:30~14:30
2. 場 所 新橋：港運会館
3. 出 席 組合側：(全国港湾)玉田、松永、岡部、光部、園田、佐藤、中辻、高島
(港運同盟)榎山、足立、水間、青木、横山
業 側：宗委員長はじめ各委員

4. 討議経過

- (1) 23春闘基本合意(2項(1)-(2))「年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方、時間外労働の割増率などを総合的に考量(考えはかること)するため、賃金労働時間問題専門委員会」を開催した。
- (2) 組合側は、要旨次の視点での検討を主張した。
 - ① 魅力ある港湾労働、人員不足対策の視点から社会的に定着している休日を確認していくことが絶対的要件であり、そのために、次の検討の柱を提起する。
 - ② 第一に、5.9協定の改定(23春闘要求)を行うこと。第二に、日曜日の完休日を設けること(例えば第1・第3日曜)、第三に、年末年始は完休日であるとの考え方を確立すること、したがって第四に「特別例外荷役」荷役はその性格にふさわしい労働条件が具備される必要があり、その源資(荷役料金)の負担は船社であることが担保されなければならないこと、第五に、時間外割増率は国際的な水準に見直すべきこと(23春闘要求)を提起した。
- (3) 日港協は、要旨次の考え方を示した。
 - ① フルオープンに踏み切ったことは、ユーザーの要請に応え、世界から選ばれる港湾を志向したものである。
 - ② 労働環境整備、休日の拡大も、ユーザーからの料金担保が不可欠であること。
 - ③ 総合的な検討に際して、上記の二つの要件をふまつつ、地域の事情の相違も念頭に置くべきこと。
 - ④ 人手不足の一方でユーザーの要請に応える必要があり、週休二日制であっても、

土・日の出勤は避けられないと考える。

- (4) 組合側は、年末年始例外荷役に関して、「休日」で、組合員の休みを保障することが第一であることの再確認を求め、この点は確認した。

日港協は、年末年始への対応に当たっては「一定の条件をしっかりと労使確認して、それを条件に料金を取りに行く」ことの方が動きやすいとした。組合側は、年末年始の条件(賃金総額)は、当初は350%としてスタートしたが精励金が固定され、賃金の上昇と時間外分母の改定によって相対的な低下(350%を下回る)を招いていることを指摘し、この課題も「総括的な考量」の視点として押さえておくべきと指摘した。

- (5) また、大手元請事業者自身が週休二日制を採用していないことも、全体のレベルを抑制している要因と指摘し、当面的な「年末年始荷役への対応」は一旦留保したうえで、年末年始休日を含む休日の在り方を検討していくことが、本委員会の当面の役割として整理し、テンポよく協議していくこととを主張した。

- (6) 以上の経過から、10月10日(火)13:30より本委員会を継続することとし、その間、労使が各々論点を整理し委員会に持ち込むこととなった。

以上

<添付> 賃金・労働時間問題専門委員会名簿